

委員長（中島啓雄君） ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

去る十六日、予算委員会から、本日一日間、平成十八年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、文部科学省所管について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

委員長（中島啓雄君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長舟橋和幸君外十一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（中島啓雄君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（中島啓雄君） 予算の説明につきまして既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

神本美恵子君 おはようございます。民主党の神本美恵子でございます。

今日は予算の委嘱審査ということですが、時間が大変限られておりますので、特に教育をめぐる状況、大変厳しいものがございます。その中で、学校現場で子供たちと直接向き合っている先生方様々な困難に直面しながら一生懸命やっている。そういう学校現場に目を向けたときに、今回の予算で示された中で、特に定数の改善の問題と、それから全国的な学力調査、これは直接学校現場に大きな影響を与えられると思いますので、大きくはその二点について御質問をしたいと思います。

まず定数改善ですが、当初、文科省は、七次改善が計画終了しまして八次改善計画ということで、二〇〇六年度から更に教育水準の維持向上と、それから子供を取り巻く環境の変化に応じて改善計画を立てていらつしゃったというふうにお聞きしております。これまでの七次改善でも、本当に学校現場に目を向けて改善をしてこられたという点については、文科省として精一杯の努力をされてきたというふうにも私も認識をしております。特に、学級崩壊であるとか不登校であるとか保健室登校、それから一方では、学力低下などと言われながら、学力を保障しながら更に向上させるという、そういうことに七次改善でやってこられたと思っております。

また、新たな課題として、学校安全の問題、それから二〇一、二年の間に、小坂文科大臣も発議

者になって作られました食育基本法でありますとか、それから栄養教諭制度の問題でありますとか、読書活動振興ということで専任司書の配置についても、それからまた今国会に出されようとしております学校教育法の一部改正で特別支援教育の充実というような新たな法的に整備されつつあることについて、それを本当に学校現場で進めていくとすれば、それに対する教職員の配置がないことにはただ絵にかいたもちになるのではないかという意味で、文科省が概算要求のときに予定していた第八次定数改善というものは十分とは言えなくても一定の期待をしていたわけですが、

ところが、今回の予算ではこの計画は見送りになったのではないかと思います。この予算書を見ますと、定数改善のところでは三百二十九人の定数増のみとなっているんですね。

ですから、文科省としてのこの定数改善についての認識と、それからどういう経過で、また理由でこのようなことになったのかということ、簡単に結構ですけれども、お知らせいただきたいと思えます。

政府参考人（銭谷眞美君） 文部科学省では、次期定数改善計画を策定すべきとの中央教育審議会の提言も受けまして、平成十八年度から二十二年度までの五か年計画で第八次定数改善計画を作成することといたしまして、その初年度分の改善

を平成十八年度の概算要求に盛り込んだところでございます。この改善計画の内容は、ただいまお話しございました今日的な教育課題に対応するために、少人数教育の推進、特別支援教育の充実、そして学校運営の円滑化を図るために必要な定数改善を大きな柱といたしております。五年間で総数二万五千人の改善を図ろうとするものでございます。

概算要求を進めていく中で、現下の厳しい財政事情の下で政府全体として公務員の総人件費改革ということが大きな課題となったわけでございます。そういう総人件費改革の議論が行われている中で、平成十八年度予算編成に向けまして文部科学大臣と財務大臣との間の協議が行われまして、第八次公立義務教育諸学校定数改善計画の取扱いについて結論が出されたわけでございます。その内容は、現下の総人件費改革をめぐる議論の状況にかんがみまして、平成十八年度において第八次定数改善計画の策定は行わないということが合意をされたところでございます。

一方、今日的な教育課題への対応のために、教職員配置の見直しによりまして、特別支援教育や食育の充実のために必要な教職員の措置も必要であるということ、総数三百二十九人の改善を平成十八年度の予算案に盛り込んでいくところでございます。

神本美恵子君 正に公務員改革の中の総人件費削減改革ということでございということになってしまったという御説明で、恐らく心中察するに、文科省としては、何と申しますか、とてもこんなものは受け入れられないというお気持ち、多分現場の立場に立てばおありになるかと思えます。

この総人件費改革という中で、人員が多いという理由で特出しされて、人員の多い教職員について自然減を上回る純減ということになっております。これまでだつて十分ではなかったのに、それを自然減で何とか補ってきたのに、それを更に上回る純減をするとなれば、今おっしゃったような新たな課題に本当に対応できるのかということ、私は懸念をいたします。これまで実施してきた少人数指導や少人数学級の取組ができなくなって廃止になるのではないかと、あるいはさらに、四十人学級であるにもかかわらず、それを上回るような事態も引き起こされるのではないかとというような懸念もいたします。

これは決して大げさな数字ではなくて、政府が言っている四・六%削減する場合、文科省も試算されていると思えますけれども、削減数は四万五千二百二十二人、向こう五年間の自然減二万二千四百人を差し引きしますと五年間で二万二千八百二十二人削減しなければならぬということになります。大臣にお伺いしたいんですけれども、これだけ

削減をすれば、現在でも十分ではない教育条件が更に悪化するのではないかと、また地域の財政力によって地域間の格差が拡大していくのではないかと、義務教育も三分の一に削減されたというこの状況の中でそういう懸念を持つわけですが、大臣としてはどのように認識していらっしゃいますか。

国務大臣（小坂憲次君） 今委員が御指摘なさいましたように、現下の教育の必要性、改善の必要性というものは、非常に皆さんの要望、現場の要望も強いわけでございます。そういった中で、一方では、財政再建を始めた経済・財政面での改革、そしてまた政府の方針でございます総人件費改革というものを踏まえまして、私といたしましては、現場の声をしっかりと聞きながら、こういったものに対応するにはどのようにしたらいいかと大変に苦慮したことは事実でございます。

しかし、その苦慮する中で、守っていかなくやいかぬと思うことは、やはり悪化につながってはならぬということでございます。さらに、必要とされる特別支援教育、また食育教育、こういったものに対する定員はしっかりと確保してまいりたい、このような決意の下に取り組んでまいりました。

したがって、御理解を賜りたいと思うことは、十八年度からのいわゆる第八次というような名前を冠した形の定員改善計画の策定は見送った

わけでございますけれども、今日的な教育課題であります食育、また特別支援への対応、またそういった意味での教職員配置の見直しということで、

教職員配置の見直しを徹底的に行う中で特別支援教育や食育の充実に必要な教職員定数の改善は図っていくということを難しい問題の中で実現したつもりでございます。合理化減によりまして得られました三百二十九人は本来ならば削減の方向に向かうわけでございますが、これらを充実のために充てるということによりまして、総人件費改革の中においても、学校教育の実施に当たっての根幹であります標準法対象の教職員数の純減については、基本的には児童生徒の減少に伴う自然減によるとしつつも、文部科学省としては、現行の標準法に基づく学級編制及び教職員定数については悪化につながるような制度変更はせずにこれに対応できたものと考えているところでございまして、御指摘のような教育環境の悪化や地域間の格差を生じさせないという決意の下に取り組んでまいりました。

今後ともこの方針を貫いてまいりたいと考えております。

神本美恵子君 大臣から、厳しい今の財政状況政府全体の状況の中でも標準定数法の配置については毅然と確保していく、さらに、学級編制が変わるようなことにならないようにという力強い決

意をいただいたんですが、今日は総務省にもおいでいただいております。

三位一体改革で義務教育費国庫負担議論の中で、総務省、地方六団体もそうですけれども、標準定数法があれば財源を地方に渡しても問題ないということを再三おっしゃってこられたと思います。全国知事会も昨年の七月に、国への要望ということで、次期定数改善計画を早期に策定することということで、これは当然、現行標準定数法を守った上で、確保した上で次期定数改善計画というふうに、同じ認識に立っているというふうに私は思っています。昨年、行革の重要方針が閣議決定された二日後に総務省が都道府県、政令指定都市あてに発出しているその文書を読ませていただきましたけれども、その中に、「教職員など国による定員関係の基準の見直し等を踏まえた取組を適切に反映されますようお願いいたします。」というふうにあるんですね。

これ、どう読んだらいいのか。うがっていいですか、このまま読めば、標準定数法を変えてと、いうふうにも読めないんですけれども、総務省としてよもやそんなふうには考えていらっしやらないですよ。ちょっと確認したいと思えます。

政府参考人(清水治君) 義務教育教職員の定数の関係のお尋ねでございますけれども、総務省といたしまして、昨年十一月に経済財政諮問会議

において、総人件費改革基本指針において教職員の定数についての厳しい状況の下での決定が行われたと理解しております、その後で行革の重要方針も決められているわけでございます。

そういう中で、義務教育の教職員の給与費につきましては、標準法に基づいて配置等の基準が示されており、義務教育教職員の定数に係る給与については、その所要額全額を地方財政計画に適切に計上いたしまして必要な一般財源を確保してきているところでございます。

今後ともそのように対処していきたいと考えております。

神本美恵子君 事前の通告といたしますが、ではこの文書をちょっとまだ手に入れていなかったものですか。お願いをしていなかったんですが、この「教職員など国による定員関係の基準の見直し等を踏まえた取組」というのはどういう意味なんですか。標準定数法を変えるという、変えることは総務省でできないんですが、どういう意味なんですかね。

政府参考人(清水治君) 地方財政計画の策定に当たりましては、全体としての公務員についての行革の重要方針等を踏まえた中で、決められた定数の下で標準法に基づいて適切な額を計上していくという考えでございます。

神本美恵子君 標準法に基づいて適切に配置

地方財政計画に入れていくということを確認してよろしいですね。 はい。

次に、就学援助受給者が増えているというようなことや、親の所得・経済格差が教育格差につながっているのではないかとというようなことが昨今言われておりますけれども、高校の進路担当の先生に聞いたという民間調査によると、このことについて、大学に行きたくても行けない生徒は学力より学費の制約の方が強くなったかという問いに対して、高校の進路担当の先生方の約七割の方がとてもそう思う、そう思うというふうに答えていらっしゃいます。また、家庭の経済力によって高等教育を受けられる格差が広がっていると考える高校の先生が、とてもそう思う、ややそう思うを合わせると約八割を超えているんですね。

文科省として、親の所得格差、経済格差が教育にどのような影響を与えているかということについては、総理の答弁をこの間聞いていますと、そういうことはいないと、格差自体を認めていらっしゃるということもありますし、文科省としては、この就学援助が増えているということや、それからこういうふうに高校の先生が答えているような教育格差につながっていくのではないかと懸念について調査できる限りきちっと調査すべきだと思っておりますが、先日、民主党でヒアリングというか御説明聞いたときには、就学援助が増えてい

るのは、まあこれは申告主義だから、申請主義だから、親の認識、普及した、そして権利意識が高まったというような御説明を聞いて、いや、そういう薄っぺらな分析ではなくてきちっと精査すべきだということを申し上げましたが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

保護者の所得によって子供の学力や教育機会に格差が出てはいけないというふうに、そうさせないために義務教育国庫負担できちっと裏打ちをして、この間、日本の教育制度をやってきたわけですから、今こういう事態になっていることについて文科省はきちっと把握して対策を講じるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

政府参考人（銭谷眞美君） 特に義務教育につきましてはすべての国民に対して無償で一定水準の教育の機会を提供するということが必要なわけでございます。お話にもございましたように、国としては授業料の無償や教科書の無償給与に加えまして、学校教育法の規定に基づいて、市町村において経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して就学援助を行っているわけでございます。

この就学援助を受ける子供の割合が最近増えているということに関連をいたしまして、私ども、各都道府県の県庁所在地及び東京二十三区を含む全国の百二十五ほどの市等に対しまして、その就学援助の担当者の方がどういった具合にこの就学援

助率の推移について感じを持っているのかということや自由記述で調査を今いたしているところでございます。

また全部集まっておりますが、これまで回答を寄せられた内容を私ども分析をし、見てみますと、一つには、やはり最近の就学援助率の推移について、企業の倒産とかリストラなどによる親の経済状況の変化によるものというものがあります。それから、誠に申し上げにくいことですが、母家庭、父子家庭というものが最近増加をしていて、そのことが反映されているのではないかと。それから三点目には、就学援助制度というものがかなり知られるようになってきたということ。それから四点目には、就学援助を受ける保護者の意識が変化をしてきて、申請をしようというふうな意識が見られるようになったといったようなことを言っている担当者もおります。全体としては今申し上げましたような状況が担当者的方からは回答として寄せられているということがございます。今、私ども、調査をお願いしているところの集計をできるだけ早くそろえて、更にもう少し詳細な分析をしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、文科科学省としては義務教育の機会均等を図ることが大変大事な課題でございますので、就学援助が適切に実施

をされるように、今後とも、就学援助に係る市町村の取組状況の把握に努めて必要な指導をしてまいりたいと考えているところでございます。

神本美恵子君 前回よりもかなり、まあかなりって、ちょっと詳しく担当者に聞いて調査をしていただいたようですけれども、その担当者の方が今度はどれだけ学校現場の直接その担当している担任の先生などに聞いて実態を把握していらっしゃるかということについては、是非、もっときちんとした分析するために聞いていただきたいなというふうに思います。

就学援助というこの制度があるということももっとすべての保護者の方にきちっと周知徹底をして、そして必要であれば、子供や家庭だけで我慢をして子供の進学の希望や将来への希望を掴むようなことがないように国としてやっているんですよと、これはもう国庫負担から外されましたので、本当に地方財政がだんだんこれによって厳しくなっていくという一方での懸念もありませんけれども、法律で規定されたことでございますので、きちっと周知をして、機会均等や子供の将来の希望を掴むことがないように更に精査していただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりそうです気になりますので、定数問題では、最後に、もう何度も文科省の方でも資料を作られたりしておりますが、OECD

D諸国と比較しても日本の教育予算というのはやはり決して十分とは言えない。例えば、一つ平均学級数、前期中等教育段階の平均学級数だけで見てもみましても、日本は約三十五人ですね。実際、四十人以下で組まなきゃいけないようになっていて、実態としては約三十五人になっている。

OECD諸国で三十人を超えているのは韓国とメキシコと日本だけという、三か国だけなんです。あとは全部三十人以下で、二十人を切っている国もあるようなこの状況の中で、もう繰り返しませんけれども、今の子供たちの本当に多様化している価値観や個別化している子供の生活というふうな中で、もっと少人数教育を進めるために定数改善をしたり学級編制基準を変えたりというようなことが必要だと思つんですけれども、それについての認識と、今後、この厳しい中だけでも文科省として頑張るぞという見通しと決意をお願いしたいんですが、簡単でいいです。

副大臣(馳浩君) 確かに御指摘のとおり、一学級当たりの児童生徒数はOECD諸国で下から二番目と。実は同じような調査で教員一人当たりの児童生徒数は随分この定数改善計画で改善してきているということもまあ御理解いただきたいと思えます。

今後とも、やはり一人一人の子供に目の届くような教育環境を整備していくことは重要と考えて

おりますので、努力してまいります。

神本美恵子君 副大臣も学校現場を御経験なさったというふうにお聞きしておりますので、そのことを踏まえて、是非少人数教育、少人数学級ということに向けて御努力をいただきたいと思えます。

次に、学力調査、全国的な学力調査について、これも来年度予算の中で約二十九億円というふうな計上されておりますけれども、この学力調査についての目的とその調査の方法、それから、これは二〇〇六年度は問題作成やシステム開発というふうな、まあいわゆるブレ調査、事前のことで二十九億円計上されております。例えば、じゃ二〇〇七年度本格実施をする場合にはどのぐらいの予算が想定されるのかということについて簡単に答えをお願いします。

政府参考人(銭谷眞美君) まず、全国的な学力調査の目的及び方法でございますけれども、まず目的でございますけれども、一つには、国が児童生徒の学習の到達度あるいは理解度を把握することによりまして教育施策の成果と課題を全国的規模で検証をするということがございます。また、地域における教育水準の達成状況をきめ細かく適切に把握することによりまして、国の責務でございますいます各地域における一定以上の教育水準を確保するということの検証ができるものと考えてお

ります。また、教育委員会や学校が全国的な状況との関係の中において自らの教育委員会、学校の状況を知り、その特徴や課題を把握をし、指導の改善につなげていくということも目的の一つとして考えているわけでございます。

実施の方法でございますけれども、小学校の六年生の国語と算数、中学校三年生の国語と数学につきまして、平成十九年度の早い時期に実施をする予定でございます。

それから、予算でございますけれども、平成十八年度の予算案におきましては約二十九億円を計上いたしております。この主な内容といたしましては、問題用紙の印刷を含みます問題作成を十八年度に行いますのでそのための経費と、採点、集計のシステム開発のための経費、それから十八年度に小規模でございますが予備的なこのシステムを使用しました調査を実施したいと、こう考えておりますので、いわゆる予備調査のための経費というものがこの二十九億円の中に含まれているところでございます。

それから、十九年度以降本格的な実施になった場合の必要な予算でございますけれども、これは現時点ではまだ確定をしていないわけでございますが、必要な経費としては、各学校への問題用紙等の発送、回収のための経費、それから採点、集計、分析等に係る経費がこの十八年度予算に加え

て必要になるといふふうに考えているところでございます。

神本美恵子君 そうなると、およそどのくらいになるんですか。およそ倍とかそういうのを全然もつこの七月にもまた再来年度の概算要求になると思つんですが、その辺の見通しを持ってやらないと、この二十九億円という金額とても無視できない金額といえますか。すごい金額だなと思いますが、分らないですか。

政府参考人（銭谷眞美君） これから作ります採点、集計のシステム開発ともかわるわけでございますので、今十九年度の見込額、いろいろと試算をしているところでございまして、ただ、やはり今年の予算に比べると倍以上は掛かるかなという感じは持っております。

神本美恵子君 人によってはいいですか、業者さんなんかも今専門家会議、検討会議にいらしているそうですけども、どこからか百億は掛かるだろうというふうなお話も聞かえてくるんですね。

これだけのお金が掛かるこの全国調査の意義についてなんですけれども、例えば愛知県の犬山市などは、この前の報道によると、これは画一的な教育につながるということでテストに参加しない見通しだというふうに報道されておりました。こういう犬山市のように不参加というふうなことを

言う自治体に対して、これ参加を強制する権限というのは文科省にあるんでしょうか。

副大臣（馳浩君） 報道に接しまして、びっくりいたしましたして問い合わせをし、確認を取りましたら、全国的な学力調査に不参加の意向を固めたわけではないという一応お答えはいただいております。一応、国の責任としては、やはり教育の機会均等、水準の維持向上に責任を持つておるといふことでありますから、すべての都道府県、市町村に参加をいただきたいと。これを促していくつもりでございますし、是非参加をしていただきたいというふうに考えております。

神本美恵子君 犬山市、確かに固めるのはそのときになってでしょうけれども、私がお聞きしたかったのは、そういうふうに決定した場合、文科省はそれでも必ず参加せよというふうな権限が法的にあるのかどうかということについてお聞きしたいんですけれども。

政府参考人（銭谷眞美君） 基本的には設置者でございます市町村の教育委員会の判断ということになるわけでございます。

ただ、私も、先ほど申し上げましたように、全国的な子供たちの学力やあるいは学習意欲、生活の状況ということを把握をし、また各教育委員会や学校でも全国との対比におけるそれぞれの教育委員会、学校の状況を把握をし、その後の指導

改善に役立てると。また、保護者の方や地域の方に自分たちの学校の状況というものをきちんとお伝えをして教育改善を図っていくということが今日必要なわけでございますので、今具体的な実施方法については専門家会議で検討中でございますが、その結論を得まして、それを各都道府県、市町村の教育委員会に御説明をしつかりいたしまして、学校がすべて参加していただけるように私どもとしては御説明を繰り返し行つて理解を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

神本美恵子君 だから、強制はできないということは確認していいですね。はい。

文科省としては参加されるように一生懸命働き掛けるというのは分かりますが、ただ、犬山市はなぜ参加しない見通しだというふうに言っているかというところ、今文科省、先ほど目的や方法を御説明いただきましたが、その方法では、犬山市がやっている、それこそ文科省が推進してきた地域の特色、教育の特色を出すというふうなそういうことでやってきた施策から見れば、自ら学ぶ力というのを力点を置いてきたと、そのことはこのような学力調査、今計画していらっしゃるような学力調査では測定できないというふうに判断していらっしゃるんですね。それから、特色ある教育をやっているけれども、それはそれぞれの地域の目標

に応じて総合的に評価されるべきであつて、こういう全国一律の、しかも国語、算数、数学だけというふうなことで評価されないということと、それから先ほどの目的の二番目にありました、ああ、一番目ですかね、子供たちの理解度や到達度、学習指導要領に照らしてそういうものを把握したいということですけども、それは私も学校にいた経験がありますけれども、もう毎日の教育実践の中で、授業実践の中で、この子は掛け算、九九が、まだ七の段がいまいちだなというのはい日教育実践の中で評価しているわけですよ。それが、すべての子が上の学年に上がるときにはすべて到達させたいと思ひながら、ああ及ばなかつたな、そのことは次の先生に引き継いでいこうというふうにやってくるわけですので、この犬山市もそういう視点から今文科省がやるうとしていて全国学力調査には参加しない、こういう自治体がかにも出てくるのは当然だと思ひますが。

となると、でもせっかくこれだけ、まあ二十九億からその三倍くらい掛かりそうなお金を掛けるんであれば、有効な調査にしなきゃいけないと思ひうんですね。そうすると、余り今計画している方法にこだわることなく、是非有効な調査にするということを考えていただきたいというふうに思ひます。

時間がないので次に行きますが、その有効な調

査という意味で、今行われようとしているのは小六、中三の全員対象ですね。いわゆる悉皆調査になっていきますけれども、この悉皆の必要性というのを聞きましたら、学校評価や教職員評価やそれから子供たちに返して子供のつまりきに気付かせるというふうなことでおっしゃっていますけれども、犬山市はそれが要らないというふうに言っているんですよ。ですから、悉皆調査はやめるべきだと思いますけれども、それについては、今すぐそういう答えは言えないでしょうね。まあそれはちょっと意見として言っておきます。

で、この調査項目の中に、私の方にも御要望いただいているんですが、調査内容やその分析ということで重要な問題が指摘されております。

それは、PISA調査でも二〇〇三年に行われたということなんですが、子供たちの学力というものの規定要因の一つに、重要な要素として、家庭環境、家庭の文化的な、あるいは経済的、社会的な背景が、家庭階層と云いますか、そういうものが学力を規定する要因の一つとしてあるのではないかと。これは、そのPISA調査では、例えば親の職業や家庭のクラシッ的な文化的所有物、そういうものが得点を上げる効果が大いというふうに指摘をされております。

これは専門家検討会議の中でもそういう指摘があったというふうに聞いておりますけれども、調

査をするならば悉皆ではなくてこのような規定要因もきちつと分析できるような調査内容にすべきだと思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

政府参考人(銭谷眞美君) 全国的な学力調査について、いろいろな観点から今神本先生からお話がありました。私も、全国的な学力調査のみをもって子供たちの学力を図るのかそういうことではなくて、これは一つの全国共通の基盤の上に立った調査でございますので、その調査を踏まえて、様々な観点からそれぞれの学校、教育委員会の教育改善を図っていくための資料にしていただきたいという気持ちで今調査の方法、内容を詰めているところでございます。

地域が自主性、自律性を持って特色ある教育活動を展開をするということはこれは当然必要なことでございます。ただ、全国的に共通に教育水準の維持向上ということも求められているのも事実でございます。その状況について各保護者や地域に各学校がやっぱりお知らせをするということもこれもまた重要なことでございますので、そのバランスをよく取っていく必要があるというふうに考えております。

それから、PISAの調査では、家庭の経済状況等と子供の言わば学力等との相関についての調査をいたしているわけでございます。先生今お話

ございましたように、家庭の学習リソースあるいは家庭におけるクラシクな文化的な所有物、保護者の教育的な背景、家庭の社会・経済的な背景というものと学力の関係の強さについて、OECDのPISA調査では各国ごとに状況を報告をいたしております。

これを見ますと、OECDの平均が、その関係の強さといつことではいいますと、全体で二〇・三ポイントなんですけれども、日本は一・六ポイントといつことで、OECD平均よりも影響が小さいといつことが結果としては出てくるわけでございます。

なお、今回の全国的な学力調査におきましても、子供たちの学習意欲でございますとか生活状況とか、あるいはいろいろな教育条件、こういったようなことについても調査をいたしまして、そういうものと教育活動あるいは学力、そういったことの関連といつことも把握をしていきたいというふうに思っているところでございます。

神本美恵子君 悉皆にやっぱりこだわっていらっしゃるような御答弁でしたけれども、例えばフィンランド、PISA調査でトップ成績を収めているフィンランドなどでは、この全国テストをやったりやっちはいるんですね。ところが、やっっているその目的といつのが、日本でいえば学習指導要領、これは適切であつたかどうかといつ、教育

施策の成果と課題を検証するという目的、これは文科省の今回のにもあると思うんですが、それからもう一つ、今教育条件とおっしゃいました。教育資源が正しく配分されているかといつ、それから教育条件が十分であつたかといつ、そういうことを評価するものであつて、子供や教員を評価する、このことについては非常に大きな懸念があるといつことで、それはやらないといつふうに聞いております。ですから、全国調査はテスト形式でやるものは五%から一〇%の抽出方式でやるといふふうに調べたところ分かつたんですけれども。

悉皆でやることの問題については、日本もこれまで、過去、学テといつのがありまして、学力テストがあつて、途中で中止せざるを得なくなつたのは、この悉皆でやつたために過度な競争や、それからテストのための準備授業になつてしまつたといつような、それから低得点しか取れない子供や学校に対して過度なストレス、プレッシャーを与えてしまつて、教育そのものがゆがんでいつたといつ経験の中であれは中止に追い込まれたと思つんですね。

そのことは今もイギリスで、文科省はどうもイギリスを参考にされているようですけれども、イギリスでもそのことはもう一杯指摘されていて、イギリスの教員組合もこれに対してははっきりと

反対を表明して、ウェールズ州はもうこれから離脱を発表しているというふうにも聞いております。そういう過去の教訓やイギリスでのもう明らか問題について、そういうのを教訓としないでくだわろつとするその気持ちがかからないんですが、そのことは是非、検討会議の結論も出るでしょうが、それを踏まえるだけでなく、是非検討し直していただきたいというふうに思います。

時間がないんですけど一つ、先ほど言いました、もしやるとすれば、そういう学力の背景をきちつと調査する。それは悉皆でなくていいですし、全国今、教育課程実施状況調査というのをやられていますよね。これは国際的にも大変評価が高いというふうに聞いています。

ただ、この学力というのが、学習指導要領で規定している学力が本当にこれからの二十一世紀を生きていく子供たちの学力として妥当なものであるかという、そういうものを研究して、今やっている調査をもう少し深化、研究して、それに更にそういう背景的なものも質問用紙の中に入れられないかということも是非前向きに検討していただきたいんですけども、それについて最後お伺いして、大臣、是非そういう調査にしていたかどうかということをお答えいただきたいと思えます。

国務大臣（小坂憲次君） 委員から各種の御指摘がございました。

全国学力調査に関しましては、ゆとり教育に対するいろいろな御意見、またPISAの調査に現れている読解力及び理数系の学力の低下という指摘、こういったものを踏まえながら、現状がどこにあるのかということをしつかり把握する意味で、是非とも実施させていただきたいと、こう考えております。

その実施に当たりましては、専門家による検討会議を設けてそこで検討していただいておりますけれども、単にその検討結果を踏まえて実施するだけでなく、中央教育審議会における答申の意向、そしてまたこの検討会議の結論、それから市町村等の意見を十分に聞いて、そしてそういった上で、今御指摘のありましたいわゆる弊害と言われるようなものの除去に努めて、この確実な実施と、そして悉皆調査によるいわゆる御指摘のあったような単なる個別の競争を起すような、過度の競争に入るような、そういった弊害が生じないような方法を講じて、公表等についても十分に配慮して、そういった点を配慮した上で公表の方式等も考えて、各市町村、学校現場の皆さんの理解が十分に得られるような方法を模索してまいりたい、その上での実施を心掛けたいと思っております。

神本美恵子君 もう時間になりましたけれども、悉皆でやると公表の仕方をどんなに工夫してもそういう弊害が出てくるということは、これはもう

過去の教訓ですから、是非そこは強い認識を持っていただきたい。イギリスの例ももう少し研究していただきたいというふうに思います。

それから最後に、私が要望しております家庭階層の問題、学力を規定する要因については是非とも悉皆ではない調査の中で入れていただきたいという要望を強く申し上げます、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

水岡俊一君 民主党の水岡俊一でございます。

神本委員に続いて質問させていただきます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

時間に余裕がございませんので、早速質問に入らせていただきます。

小坂文部科学大臣、当委員会で所信表明をいただきました。その中で大臣は、外国人児童生徒教育においては日本語教育を始めとして充実を図りますと、こういうふうにおっしゃられました。

まず、大臣御自身の外国人児童生徒教育に対するお考え、それから日本語教育のほかにとどのような充実策を講じようとしておられるのかということについてお聞かせをいただきたいと思えます。

国務大臣（小坂憲次君） 水岡委員の外国人児童生徒の教育に着眼をいただいていることは大変有り難いことだと思っております。私も海外駐在経験等を踏まえますと、やはり親はその赴任